

留萌開発建設部から

屋根から落ちる 雪や氷に注意を！

毎年、冬になると屋根に積もった雪や氷、つららが落ちて歩行者がケガをしたり、また最悪の場合には死亡する事故がしばしば起こっています。皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に次のことに注意するようお願いいたします。

●雪止めは大丈夫ですか？

雪の滑り止めが付けてあっても強さが足りなかったり、針金などがさびついて切れてしまうこともありますので、必ず点検して悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。

●雪降ろしは早めに

屋根の雪や氷、つららは気温が上昇した時、特にプラスマイナス0度前後のときに落ちやすい状況になるため、そのような時は早めに落とすようにしてください。また、雪を落とす時は周囲をよく確認するのを忘れないでください。

●雪が落ちたらすぐに処理を

屋根から雪が落ちた時は、すぐに事故がないかどうかを確認してください。また、歩行者の通行の支障とならないように速やかに処理してください。

●道路に雪を出さないで

交通事故、交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

情報 インフォメーション

●歩行者の方々へお願い

家屋の軒下を通行する時は、落氷雪に十分注意するようにしてください。また、軒下で小さな子どもは絶対に遊ばせないようにしてください。

旭川地方法務局から

法務局において筆界特定 制度が施行されました

全国の法務局において、筆界特定制度が施行されました。

筆界特定制度とは、一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、登記上の筆界を現地において特定することをいいます。

筆界特定の申請ができるのは、筆界の位置が不明である、あるいは筆界について隣接地の所有者との間で争いがある場合などであり、申請人となるのはその土地を所有する方（登記上の所有者）となります。

申請における経費は、申請の際に納付する手数料と、筆界を特定するために測量する場合の測量経費などです。

詳しくは

- 旭川地方法務局登記部門
表示登記専門官まで
☎ 0166-53-2311(内線335)

警察署から お知らせとお願い

飲酒運転事故が 多発しています

年明け早々、飲酒運転に絡む事故が多発し、道内で5人の方が亡くなっています。

過去3年間の1月中の飲酒運転に絡む事故死者は6人ですが、今年は、元旦、2日の両日だけで死者5人という異常な状態となっています。

職場、地域、家庭などで「飲酒運転をしない させない」を徹底しましょう。

●飲酒運転は犯罪です

酒気帯び運転や酒酔い運転だけでなく、飲酒の検知を拒否しても罰金が科せられます。また、自分で運転しなくても、運転する人に酒を飲ませた人や、飲酒した人に運転させた人なども運転者同様に処罰され、免許取消や免許停止の処分を受けることとなります。

